

だいじ
第2次

はままつしたぶんかきょうせいとし
浜松市多文化共生都市ビジョン

ねんがつ
2018年3月



だい しょう だい じ	第1章 第2次ビジョンの策定にあたって	1
だい じ	1 第2次ビジョン策定の趣旨	1
だい じ	2 第2次ビジョンの位置づけと計画期間	2
だい しょう かんきょうぶんせき	第2章 環境分析	3
だい じ	1 第1次ビジョンの取組と成果の検証	3
しゃかいけいざいかんきょう へんか	2 社会経済環境の変化	6
はままつし げんじょう	3 浜松市の現状	9
ぜんこくてき どうこう かいがい どうこう	4 全国的な動向・海外の動向	14
かだい せいり こんご ほうこうせい	5 課題の整理と今後の方向性	18
だい しょう たぶんかきょうせいとし じつげん む	第3章 多文化共生都市の実現に向けて	21
だい じ	1 第2次ビジョンが目指す将来像	21
すいしんほうしん たいせい	2 推進方針・体制	22
だい しょう すいしんせさく	第4章 推進施策	23
せさくたいけい	施策体系	23
みと あ て と あ きず きょうどう	1 認め合い、手を取り合い、ともに築くまち（協働）	25
たようせい い たら かし ぶんか う だ そうぞう	2 多様性を生かして新たな価値・文化を生み出すまち（創造）	30
だれ かいてき く あんしん	3 誰もが快適に暮らせるまち（安心）	35
とりくみないよういちらん	4 取組内容一覧	40
ようごかいせつ	<用語解説>	43

第1章 第2次ビジョンの策定にあたって

1 第2次ビジョン策定の趣旨

浜松市では、2012年度（平成24年度）に多文化共生施策の指針となる「浜松市多文化共生都市ビジョン」（以下、「旧ビジョン」という。）を策定し、浜松型の多文化共生社会の実現を目指して、さまざまな施策に取り組んできました。

旧ビジョンの計画期間であるこの5年間において、我が国の在留外国人数は着実に増加し、2017年（平成29年）6月末時点で247万人を超え、過去最高を更新しており、外国人労働者数も108万人を超えている状況です。本市においても、2008年（平成20年）のリーマンショック以降、大幅に減少した外国人市民の数は、ここ数年で漸増傾向に転じています。この背景には、社会経済のグローバル化の進展とともに、少子高齢化や人口減少による労働人口の減少が大きく影響しているものと考えられます。

このような中、2015年（平成27年）9月に公表された国の「第5次出入国管理基本計画」の基本方針では、「我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受入れ、受入れた外国人との共生社会の実現に貢献していく」としています。また、2016年（平成28年）11月の「出入国管理及び難民認定法」の改正による新たな在留資格の創設や、技能実習制度の拡充が進められるとともに、国家戦略特区においても外国人材の活用の議論が活発化しているところです。

旧ビジョンでは、「多様性を生かしたまちづくり」を重点施策に位置づけ、これまでの外国人市民の支援を中心とした取組にとどまらず、外国人市民によってもたらされる文化的多様性を都市の活力として、新たな文化の創造・発信や地域の活性化を目指してきました。こうした考え方は欧州諸都市における「インターカルチュラル・シティ・プログラム」と軌を一にするものであり、外国人市民をまちづくりの重要なパートナーと捉え、誰もが活躍できる地域づくりを進めることは、今後の多文化共生の重要なテーマとなります。

こうした状況を踏まえ、本市のこれまでの取組を継承発展させるとともに、社会経済環境の変化に的確に対応するなかで、引き続き、浜松型の多文化共生社会の実現を目指して「第2次浜松市多文化共生都市ビジョン」を策定します。

2 第2次ビジョンの位置づけと計画期間

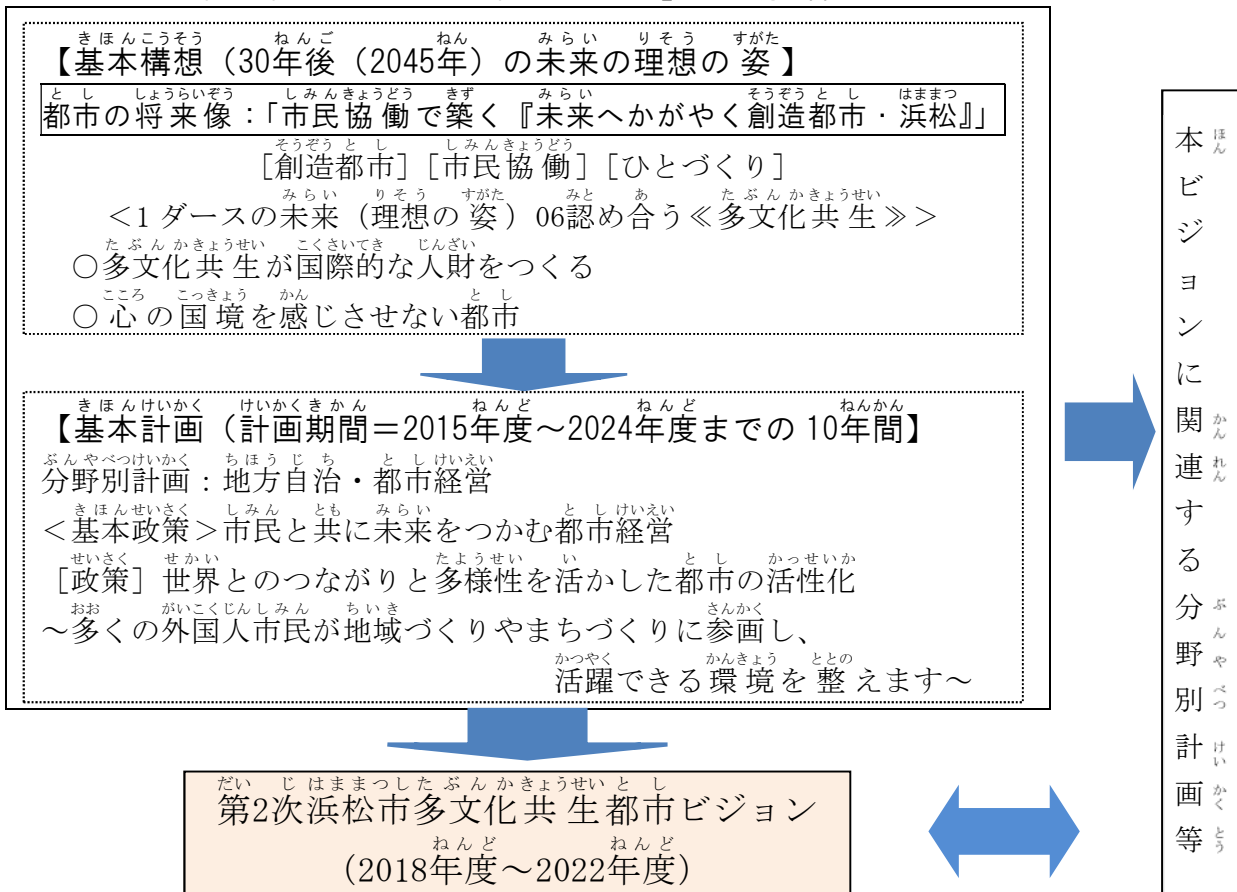
(1) 第2次ビジョンの位置づけ

本市は、2015年（平成27年）3月に「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を都市の将来像とした浜松市総合計画を策定しました。

本ビジョンは、この総合計画を上位計画とした、分野別個別計画のひとつであり、また「戦略計画」に掲げられている7つの重点戦略のひとつ、「市民と共に未来をつかむ都市経営」を進めるための計画でもあります。

また、本市には多文化共生に関連するさまざまな分野別計画等があります。本ビジョンは、上位計画だけではなく、他の分野における個別計画との整合性を図り推進していきます。

<浜松市総合計画「浜松市未来ビジョン」>（抜粋）



(2) 計画期間

新たなビジョンの計画期間は、2018年度から2022年度の5年間とします。ただし、計画期間中に、社会経済環境や多文化共生に係る国の動向などの大きな変化が生じた場合は、必要に応じて修正を加えることとします。

あら 新たなビジョンの策定にあたり、旧 ビジョンの取組や多文化共生をめぐる
じょうきょう はあく うえ かない せいり こんご ほうこうせい かんが
状況を把握した上で課題を整理し、今後の方向性について考えます。

1 第1次ビジョンの取組と成果の検証

ほんし ねんど へいせい ねんど さくてい きゅう きょうどう そうぞう
本市は、2012年度(平成24年度)に策定した旧 ビジョンのなかで「協働」「創造」
あんしん せさくたいけい はしら いち たぶんかきょうせい かか
「安心」を施策体系の柱と位置づけ、これまで多文化共生に係るさまざまな
とりくみ すいしん
取組を推進してきました。

きゅう 旧 ビジョンに基づく取組は、ほぼすべてが実施又は着手されています。しか
しながら あら 新たなビジョンを策定するにあたり、施策や事業の内容、取組の成果
けんしょう こんご かない あき じゅうよう
を検証し、今後の課題を明らかにすることが重要です。

そうしたことから きゅう 旧 ビジョンに基づく施策体系である3つの柱ごとに主な
とりくみ ふ かね こんご かない せいり
取組を振り返り、今後の課題を整理します。

(1) 協働 -手を取り合い、ともに築くまち-

きょうどうぶんや きょうせいしゃかい こうちく む とりくみ ちいききょうせい じぎょう
協働分野では、共生社会の構築に向けた取組として、地域共生モデル事業に
じちかい ちいき がいこくじんしみん さんかそくしん ほんし たぶんか
よる自治会など地域コミュニティへの外国人市民の参加促進や、本市の多文化
きょうせいせさくすいしん きよてん たぶんかきょうせい およ がいこくじんがくしゅうしえん
共生施策推進の拠点である多文化共生センター及び外国人学習支援センター
において各種イベントを開催し、交流機会の創出に取り組んできました。

また、地域の関係諸機関がオール浜松体制により多文化共生を推進していく
ちいき かんけいしよきかん はまつたいせい たぶんかきょうせい すいしん
ため、多文化共生推進協議会を開催し、多様な主体が連携した多文化共生の
とりくみ そくしん
取組を促進してきました。

さらに、これからの地域を共に担う人材としてお互いを理解し合うため、異な
ぶんか りかい ふか こくさいりかいきょういくこうざ じゅうじつ はか ぶんか
る文化への理解を深める国際理解教育講座の充実を図るとともに、文化の
たようせい りかい ひつよう じんけん かんれん けいはつかつどう
多様性への理解に必要となるユニバーサルデザインや人権に関連した啓発活動
じっし
も実施してきました。

これまでの取組を振り返ると、今後の課題として以下の点が挙げられます。

こんご かだい
<今後の課題>

- 関係諸機関とのネットワークの強化・情報共有
- 日本人市民の多文化共生に関する理解促進・意識醸成
- 多文化共生に関連した地域における交流機会の創出
- 日本人市民と外国人市民の相互理解・交流の促進
- 外国人市民のまちづくりへの参画促進

そぞう たようせい い はってん
(2) 創造 - 多様性を生かして発展するまち -

そぞうぶんや ねんど へいせい ねんど がいこくじん こ ふしゅうがく さくせん
創造分野では、2011年度（平成23年度）から外国人の子どもへの不就業ゼロ作戦
じぎょう とく ねん へいせい ねん がつ ふしゅうがく じょうたい たっせい
事業に取り組み、2013年（平成25年）9月には「不就業ゼロ」状態を達成するな
ど、外国にルーツを持つ次世代の育成に注力してきました。

また、多文化共生に関する事業を集中的に開催し、共生に関する理解を深
めるとともに、交流の機会とする「多文化共生MONTH」を設け、多様性を生か
した交流の促進や文化の発信に努めてきました。

さらに、誰もが能力を発揮できる環境づくりを進めるため、社会で活躍する
がいこくじんせいねん しょうかい だいがく きぎょう こうとうがっこう こうとう れんけい
外国人青年をロールモデルとして紹介するほか、大学や企業、高等学校等と連携
し、外国人の若者たちの地域社会での活躍を促すための各種セミナーを開催す
ることで、多様性を生かした地域の活性化を目指してきました。

これまでの取組を振り返ると、今後の課題として以下の点が挙げられます。

こんご かだい
<今後の課題>

- 学齢期を過ぎた外国人青少年の社会参加促進
- 外国人市民が多様な文化を発信する機会の創出
- 外国人市民の地域社会での活躍促進
- 留学生等外国人の雇用促進
- 世界の多文化共生都市との連携強化

(3) 安心 - 誰もが快適に暮らせるまち -

安心分野では、コミュニケーション支援の強化策として、2013年（平成25年）に生活・行政情報を多言語により提供する在住外国人向けホームページ「カナル・ハママツ」のリニューアルを実施し、対応言語を3言語から6言語に増やすことで多言語による情報発信体制の充実を図りました。

また、2015年（平成27年）3月には（公財）浜松国際交流協会との間で「災害時多言語支援センターの設置及び運営に関する協定書」を締結し、災害時における外国人支援体制の構築を進めてきました。

さらに、生活言語として必要な日本語教室やボランティア養成講座を実施するとともに、市内で活動するNPO等支援団体との連携を強化してきました。

これまでの取組を振り返ると、今後の課題として以下の点が挙げられます。

<今後の課題>

- 災害時多言語支援センターの体制整備
- 各種発信ツールを活用した多言語情報の効果的な提供
- 日本語学習支援体制の充実
- 地域での相互理解を進める人材の育成と活用
- 生活していく上で必要な相談対応・情報提供の充実

2 社会経済環境の変化

旧ビジョンの策定から5年が経過する中、社会経済環境の主な変化としては以下のような点が挙げられます。

(1) 海外における移民政策の停滞とグローバル化の進展

欧米諸国では、中東地域等における政治的な不安定による多数の難民の流入や、社会的な分断や格差の拡大などを背景とするテロ事件の発生などにより、移民政策に係るさまざまな課題が表面化しており、移民の受入れに関する政策が停滞している状況にあります。

一方、グローバル化の進展はますます進み、人、もの、情報などが国境を越えて活発に行き交い、国際社会は一層緊密になっています。特に「人」の国際移動は活発となっており、それに伴い生じる諸課題は世界共通のものとなっています。多文化共生をこれまで以上に重要で身近なテーマとして考えていく必要があります。

(2) 人口減少と労働力不足

2060年、日本の人口は8,674万人に減少し、浜松市の人口も56万人に減少するとの推計¹があります。少子高齢化や人口減少に歯止めがかかる様子はなく、今後一層の労働力不足が予想されており、現在の経済成長率を維持していくためには、2025年には日本全体で600万人近い労働力不足が見込まれるとの算出²もあります。

その労働力不足の解消に向けた選択肢の一つとして、2014年(平成26年)以降の「日本再興戦略」においては、国が外国人材を日本経済成長のための担い手と捉え、その活用等の方向性が示されています。さらに、2016年(平成28年)6月の「日本再興戦略2016」では、外国人材の活用に合わせて、受入れ推進のための生活環境整備が掲げられました。

¹ 「浜松市“やらまいか”人口ビジョン」(2015, 浜松市)による。

² 「労働市場の未来推測」(2016, パーソル総合研究所)による。

(3) 外国人労働者の急増

国では人口減少や高齢化、産業・雇用構造の変化などに伴う労働力不足に伴い、外国人材の受入れに関する議論が活発化し、高度外国人材の受入れ、外国人技能実習制度の拡充、在留資格「介護」の創設など門戸拡大が続いています。外国人労働者数は、2016年（平成28年）には初の100万人を突破するなど4年連続で過去最高を更新しており、国の受入れ推進や企業による外国人材への需要拡大により大きな動きを見せ始めています。

さらに、2017年（平成29年）6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」のなかでも外国人材の活用を掲げており、高度外国人材の更なる呼び込み、外国人材受入れの在り方検討、そして国家戦略特区による大胆な規制改革などが盛り込まれ、今後も外国人労働者の増加傾向には拍車がかかることが予想されます。

(4) 多様性（ダイバーシティ）の推進

グローバル化の進展はますますそのスピードを増しており、国際競争が進む中で、外国人材の活用も大切になってきています。企業を中心に、国籍に関わらず、多様な人材を受入れ、その個性を尊重し合う、幅広い人材の活用が進んでいます。さらに、多様性（ダイバーシティ）を尊重し合うことで、多彩な人材が互いに融合し合いながら活躍できる場を創出していく受容（インクルージョン）あるいはマネジメントが推進されています。

異なる一人ひとりが互いを尊重し、個人個人の能力を引き出し、それを組織の価値に結び付けることで、個人と組織の持続的な成長につながっていきます。異なる文化を持つ市民一人ひとりが、組織、そして地域と共に成長する時代へと移りつつあります。

(5) 揺らぐ安全・安心社会

2008年（平成20年）のリーマンショックによる雇用環境の悪化は、非正規雇用・間接雇用が多い浜松地域の外国人市民に大きな影響をもたらしました。その後、雇用環境回復の兆しは見られるものの、安定した雇用にはつながっておらず、生活基盤の不安定な状況は続いています。

一方、2011年（平成23年）の東日本大震災や2016年（平成28年）の熊本地震、そして2017年（平成29年）の九州北部豪雨をはじめとした全国各地で発生する豪雨災害など、激甚災害が相次いでおり、大規模災害への対応がますます求められています。

今後、誰もが安全・安心な暮らしを確保していくため、関係機関との連携強化
を図り、危機管理体制を構築していくことが重要です。

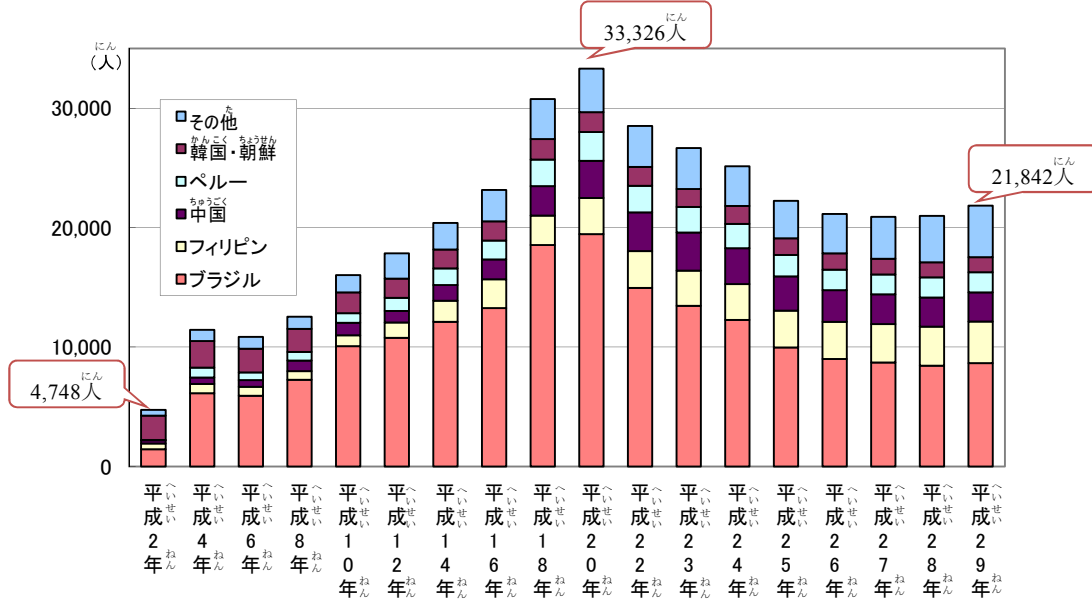
3 浜松市の現状

本市における多文化共生をめぐる状況について整理します。

(1) 浜松市に暮らす外国人市民

<在留外国人の推移³⁾>

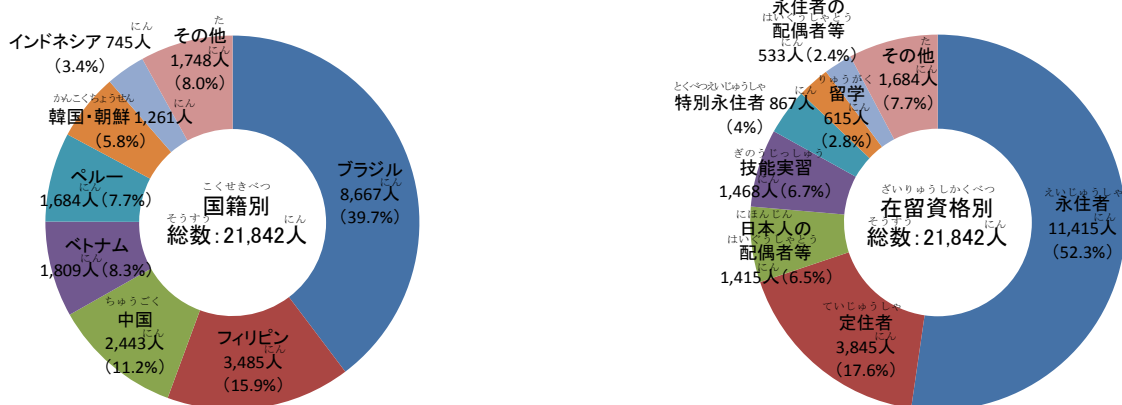
1990年（平成2年）の出入国管理及び難民認定法の改正施行以後急増しました。2008年（平成20年）の経済状況の悪化を受け、それまで増加を続けた本市の外国人の数も大きく減少しましたが、現在は漸増傾向にあります。



<国籍・在留資格別内訳>

国籍別では、割合は減少傾向にあるものの南米系出身者が約5割を占めているのが特徴で、ブラジル国籍者は全国の中で最多です。ただ近年は、アジア系国籍者の割合が増加して一定の割合を占め、多国籍化が進んでいます。

一方、在留資格別では長期滞在が可能な在留資格の割合が8割を超え、定住化は一層進展している状況です。



³⁾ 浜松市内外国人住民登録者数。各年4月1日現在。

(2) 外国人市民を取り巻く現状

2014年度（平成26年度）に浜松市が実施した「浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査」等を参考に、外国人市民を取り巻く現状と課題について以下のとおり整理します。

① 現状

「浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査」の特徴的な数値について、前回2010年度（平成22年度）調査との比較を含め記載します。

<労働分野>

- 雇用形態は、間接雇用（派遣・請負）が35%（前回47%）と減少。直接雇用の割合が漸増。
- 業種は、製造業（自動車・オートバイなどの輸送機器）が59%と最大。他方、他業種への広がりも徐々に拡大。

<医療・保健・福祉分野>

- 健康保険は、加入者の割合が84%（前回73%）と増加。
- 年金は、加入者の割合が55%（前回39%）と増加。

<防災分野>

- 避難所の認知度は、69%（前回56%）と7割に迫り増加。
- 避難時の備えは、「特に何もしていない」と回答した人は30%（前回58%）と災害の備えに対する意識は向上。

<地域コミュニティ・居住・コミュニケーション支援分野>

- 住まいは、「民間のアパート」が40%（前回40%）で最も多く、次いで「持ち家（マンション含む）」が25%（前回16%）、「公営住宅」が17%（前回30%）、「会社の社宅や会社契約のアパート」が9%（前回11%）と続く。
- 日本語能力は、漢字を読むことのできる人の割合は46%（前回39%）。
- 外国人市民対象の調査では、近隣の日本人住民との付き合いについて「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度のつきあいはある」との回答は85%（前回88%）。日本人市民対象の調査では、近隣の外国人住民との付き合いについて同様の回答をした人は37%（前回30%）という状況。
- 自治会へ加入している人の割合は43%（前回36%）と増加。

また、^{はままつしきょういくいいんかい}浜松市教育委員会によると、^{きょういくぶんや}教育分野では次のような^{じょうきょう}状況となっています。

＜^{きょういくぶんや}教育分野＞

- 2017年（平成29年）5月1日現在、^{はままつし}浜松市内の^{こうりつしょうちゅうがっこう}公立小中学校に^{ざいせき}在籍する^{がいこくじんじどうせいと}外国人児童生徒数は1,565人。
- ^{がいこくじんじどうせいと}外国人児童生徒の中では、^{にほんう}日本生まれの^{こども}子供が増加。2017年（平成29年）4月の^{しんしょうがく}新小学1年生の^{ななぶん}7割が^{にほんう}日本生まれ。
- ^{がいこくじんせいと}外国人生徒の^{はちぶん}8割⁴が^{こうとうがっこう}高等学校に^{しんがく}進学。定時制高校への^{しんがく}進学が多い。
- 近年、^{フィリピン}フィリピンをはじめとした^{アジア圏}アジア圏の子供たちが^ふ増え、^{たよう}多様な^{しえん}支援が^{ひつよう}必要な^{じょうきょう}状況。

② ^み見えてくる^{こんご}今後の^{かだい}課題

- ^{こようけいたい}雇用形態については、^{ちやくせつこようぞう}直接雇用増の^{きざし}兆しはあるものの、^{かんせつこよう}間接雇用の^{わりあい}割合は^{いま}未だ^{たか}高く、^{いぜんこよう}依然雇用は^{ふあんてい}不安定な^{じょうきょう}状況です。また、^{ゆうきこようけいやく}有期雇用契約で^{こよう}雇用される^{わりあい}割合も^{おお}多く、^{しゅうろう}就労と^{せいかつ}生活の^{ふあんてい}不安定な^{かんきょう}環境は^{つづ}続いています。
- ^{がいこくじんしんみん}外国人市民の^{けんこうほけん}健康保険の^{かにゅうりつ}加入率は^{ぞうかけいこう}増加傾向が^{つづ}続いているものの、^{いりようひ}医療費の^{みばら}未払い、そして^{こくみんけんこうほけんりょう}国民健康保険料や^{ちほうぜい}地方税の^{しゅうのうりつ}収納率などについても^ひ引き続き^{かだい}課題が^{してき}指摘されています。このことには、^{がいこくじんしんみん}外国人市民が^お置かれている^{ふあんてい}不安定な^{こようかんきょう}雇用環境に加え、^{くわ}文化や^{ぶんか}言語の^{げんご}相違等による^{せいど}制度への^{りかいぶそく}理解不足なども^{はいけい}背景として^あ挙げられます。
- ^{さいがい}災害の^{そな}備えについては、^{ひがしにほんだいしんさい}東日本大震災の^{あと}後に^{じっし}実施した^{ちょうさ}調査ということもあり、^{かなり}進んでいる^{じょうきょう}状況が^{みられ}みられましたが、^{より}多くの人に^{かんしん}関心を^{たか}高めても^{らう}ためにも、^{ぼうさい}防災に関する^{いしきけいはつ}意識啓発は^{いぜん}依然^{ひつよう}必要です。
- ^{じちかい}自治会の^{かにゅうりつ}加入率や^{きんりん}近隣との^{つきあひ}付き合いの^{すうち}数値を見ると、^{がいこくじんしんみん}外国人市民が^{ちいきしやかい}地域社会における^{こうせいいん}構成員として^と溶け込んで^こいるとは^いまだ^い言えない^{じょうきょう}状況です。また、^だごみの^{かた}出し方、^{そうおん}騒音、^{ちゅうしゃじょう}駐車場の^{りようほうほう}利用方法など、^{ぶんか}文化や^{げんご}言語の^{そうい}相違に^{きいん}起因する^{ちいき}地域トラブルも^{いぜんはっせい}依然発生しています。
- ^す住まいの^{けいたい}形態は^{ねんねん}年々^{たしゆた}多種多様化してきており、^{あんしん}安心した^{きょじゅうかんきょう}居住環境の^{かくほ}確保に^む向けた^{しえん}支援が^{もと}求められています。
- ^{にほんごがくしゅう}日本語学習では、^ふ不得手な^{わりあい}割合も^{いぜん}依然^{たか}高く、^{せいかつしゃ}生活者として^{ただ}だけではなく、^{がくしゅう}学習や^{しゅうろう}就労に^{ひつよう}必要な^{にほんご}日本語を^{しゅうとく}習得して^{ひつよう}いくことも^{ひつよう}必要です。

4 ^{へいせい}平成28年度末に^{はままつし}浜松市内の^{こうりつちゅうがっこう}公立中学校を^{そつぎょう}卒業した^{がいこくじんせいと}外国人生徒の^{こうとうがっこうしんがくじょうきょう}高等学校進学状況による。

▶ 教育分野では、定住化の進展により地域に定着する子供が増え、多国籍化も進む中、きめ細かな支援が必要とされています。また、親の生活基盤の不安定さは、子供の教育環境にも大きく影響をもたらしており、不就学等就学に係る課題につながっています。

多文化共生社会の実現には、こうした課題の解決が不可欠です。市として着実に取組を進めていくとともに、法律や制度に起因する課題については外国人集住都市会議などを通じ国や県への提言等を行っていくことが必要です。

③ 「外国人市民共生審議会提言」から

市の附属機関である浜松市外国人市民共生審議会からは、旧ビジョン策定以降、2014年（平成26年）8月、2017年（平成29年）2月と2回にわたり、それまで話し合ってきた内容をまとめた提言が提出されています。

＜第3期外国人市民共生審議会提言の概要＞

テーマ1 「地域における生活者としての社会参加」について

- 提言1：地域社会に参加しやすい効果的な交流機会の活用や創出
- 提言2：生活環境に応じた支援に必要な情報の共有と人材の確保
- 提言3：相互交流と相互理解を図る機会の充実と協働意識の醸成

テーマ2 「多様性を生かした文化の創造と地域の活性化」について

- 提言1：外国につながる若者や子どものエンパワーメントと育成支援
- 提言2：文化や芸術に接する機会の充実と開かれた交流の場の提供
- 提言3：創造性あふれる多様な文化の理解と尊重による新たな文化の発信

＜第4期外国人市民共生審議会提言の概要＞

テーマ1 「多言語情報の充実など生活支援機能の強化」について

テーマ2 「日本語をはじめとした教育支援」について

- 提言1：受け手を意識した情報発信の強化
- 提言2：子供が置かれている環境に応じた日本語教育支援体制の充実

テーマ3 「地域における多文化共生活動の充実」について

テーマ4 「共生に向けた事業」について

- 提言1：地域における共生に関する活動への参加促進
- 提言2：地域での相互理解を進める人材の育成・活用

4 全国的な動向・海外の動向

旧ビジョン策定以降の多文化共生をめぐる国内都市の動向や、国の動向、海外の動向について整理します。

(1) 国内都市の動向

2001年（平成13年）に本市の提唱により設立した「外国人集住都市会議」は、1990年（平成2年）の改正入管法施行により地域に急増した南米日系人を中心とした外国人住民に係る多文化共生を推進する自治体などが参加し、国等への外国人政策の改革を求める提言を継続して行う中で一定の成果をあげてきました。東海地方を中心に7県1市が参加する多文化共生推進協議会（2004年設立）も、広域的な観点から国に同様の提言を行っています。

こうしたなか、近年においては全国的に外国人住民の増加や在留期間の長期化が著しく、多文化共生はもはや外国人住民が集住する特定地域だけではなく、全国規模で取り組む課題へと拡大しています。外国人住民を一時的な労働者や滞在者として捉えるのではなく、生活者、地域の構成員として認識する視点から、これまで以上に多文化共生に取り組む必要性が高まっています。

一方、従来の外国人支援の視点を超え、外国人住民の存在を肯定的にとらえ、その力を生かした取組に注目が集まる中、本市の多文化共生都市ビジョン（2013年）を皮切りに、長野県多文化共生推進指針（2015年）や東京都多文化共生推進指針（2016年）など、多様性を生かした地域づくりを謳う自治体も増えてきています。外国人集住都市会議も2015年度（平成27年度）に同趣旨の規約改定を行い、外国人の持つ多様性をまちづくりに生かす視点を会議の主要なテーマとした新たなステージへ移行しました。

(2) 国の動向

国レベルでは、2012年（平成24年）7月、外国人登録制度が廃止され、外国人住民に係る住民基本台帳制度が始まり、新たな在留管理制度が導入されました。これにより、外国人住民に対する行政サービスの提供に必要な基本情報を住民基本台帳に基づいて把握できる基盤が確立されました。

また、2015年（平成27年）9月には、法務省の「第5次出入国管理基本計画」が公表され、我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ、在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与などが具体的な施策の方針等として掲げられています。

さらに、労働力不足が深刻化する中、2016年（平成28年）には、出入国管理及び難民認定法の改正による在留資格「介護」の新設や技能実習制度の拡充、国家戦略特区の推進など、外国人材の活用が本格化の兆しを見せています。

総務省が地方自治体に対して、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定を求める「地域における多文化共生推進プラン」策定から10年が経過し、2017年（平成29年）3月、総務省は地域における多文化共生の更なる推進に資するため、「多文化共生事例集」を公表しました。この事例集は多文化共生に資する全国の優良な取組事例をまとめたもので、多文化共生推進プランの構成をもとに、コミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくりの3つの項目に分かれているとともに、今回、新たに「地域活性化やグローバル化への貢献」という項目が設けられています。

外国人を地域住民として受入れる全国の自治体に対し、従前から大きなウエイトを占めてきた外国人支援に関する取組に加え、地域社会に貢献する存在としての取組の重要性が示されています。

(3) 海外の動向

海外、特に欧米諸国では、近年、難民問題が深刻化し、主要都市でテロが起きるなど外国人や移民・難民の受入れに消極的な新しい流れが生まれ、多文化主義*や同化政策*など、これまでの移民政策の問題が表面化しました。

そうした中でも、自治体レベルでは共生社会に向けた取組は活発に進められており、多文化共生に取り組む自治体間でのネットワークも拡大しています。欧州評議会*の主導により2008年に開始された「インターカルチュラル・シティ」はその代表例で、現在、欧州を中心に120を超える自治体がこのプログラムに参加し、外国人の持つ文化的多様性をまちづくりに生かす取組を進めています。2017年（平成29年）10月、本市もアジアの都市として初めて同ネットワークへ加盟しました。

*印の付いた用語については「P43～44用語解説」に説明を記載しております（以下同じ）。

また、米国では、移民を歓迎する自治体の全国ネットワークである「ウェルカミング・シティーズ・アンド・カウンティーズ」が2013年に設立され、80近い自治体が参加しています。一方、カナダには「シティーズ・オブ・マイグレーション」というウェブサイトが2009年に開設され、北米と欧州を中心に都市の優良事例の情報交換を通じて、移民統合の手法の改善を行うことを目指しています。

さらに、韓国では、日本の「外国人集住都市会議」をモデルとし、「全国多文化都市協議会」が2012年に設立され、現在24都市が加盟しています。

欧米、韓国の都市ネットワークでは、いずれも外国人や移民・難民の存在を積極的に捉え、多様性を都市づくりに生かすこと、そして国内外での都市間連携強化の必要性を唱えています。

本ビジョン策定にあたり、本市が新たに加盟した「インターカルチュラル・シティ・ネットワーク」の欧州の代表的な先進都市であるスペイン・バルセロナ市におけるインターカルチュラル政策について、(一財)自治体国際化協会を通じた調査を実施しました。

バルセロナ市におけるインターカルチュラル政策（インターカルチャリティ・プラン）の原則は次のように定義されています。

【1. 平等 (Equality)】

差別、偏見など、平等を妨げる障壁を克服し、すべての市民の公平な権利と義務を保障する。

【2. 多様性 (Diversity)】

移住者の多様性を正確に把握認識する。それにより多様性の持つ複雑さは軽減され、得られる交流と創造のチャンスが拡大する。

【3. インターアクション (Interaction)】

異なる文化を持つ移住者や市民が理解し合い、ギャップを埋め、団結し、同じゴールに向け、諸問題の解決や文化活動に取り組む。それにより市民の積極的な交流を促進する。

インターカルチュラル政策は、欧州諸都市において移民の増加や国内での社会統合が図られる中、2008年（平成20年）の欧州文化間対話年（European Year of Intercultural Dialogue）や同年の欧州評議会※による文化間対話白書（White Paper on Intercultural Dialogue）をきっかけに始まった都市政策です。本アプローチでは移住者（migrant）や少数者（minority）によってもたらされる文化的多様性を脅威ではなく、むしろ好機と捉え、都市の活力や革新、創造、成長の源泉とする、多様性の利点を生かした取組を推奨しています。

同プログラムは国際機関である欧州評議会※の主導により、世界120都市以上が参加し、専門家による政策評価や研究、相互の視察、加盟都市と連携した知見やノウハウの共有などの具体的な取組が進められており、今後の多文化共生施策の新たな潮流となりつつあるものです。

一方、2001年（平成13年）に外国人集住都市会議が採択した、「地域共生についての浜松宣言」⁵は、多文化共生のまちづくりにおける基本的な考え方について、以下のように述べています。

定住化が進む外国人住民は、同じ地域で共に生活し、地域経済を支える大きな力となっており、ともに、多様な文化の共存がもたらす新しい地域文化やまちづくりの重要なパートナーであるとの認識に立ち、すべての住民の総意と協力の基に、安全で快適な地域社会を築く地域共生のためのルールやシステムを確立していかなければならない。

私たち13都市は、今後とも連携を密にして、日本人住民と外国人住民が、互いの文化や価値観に対する理解と尊重を深めるなかで、健全な都市生活に欠かせない権利の尊重と義務の遂行を基本とした真の共生社会の形成を、すべての住民の参加と協働により進めていく。（抜粋）

この浜松宣言をインターカルチュラル政策の理念や原則と比較すると、「外国人市民はまちづくりの重要なパートナー」「多様な文化の共存によりもたらされる新しい地域文化の創造」「権利の尊重と義務の遂行」といった、共通する多くの重要な視点があります。こうした考え方も踏まえて新たなビジョンを推進していきます。

⁵ (「浜松宣言及び提言」全文) <http://www.shujutoshi.jp/siryu/index.htm>

5 課題の整理と今後の方向性

(1) 課題の整理

これまでの分析を踏まえ、本ビジョンでは主要な課題として以下の3点に注目します。

◆ 外国人市民の地域社会での活躍促進 ◆

異なる文化を持つ市民が孤立、あるいは隔離されていくことは、地域社会に望ましい結果をもたらしません。日本語や日本文化を習得する機会の提供、多言語による相談対応や生活・行政情報の提供などのコミュニケーション支援を行うとともに、相互交流機会の創出が必要です。また、地域における生活上のトラブルを減らしていくため、必要なルールについての共通理解を深め、遵守を促していくことが大切です。さらに、南米出身の外国人が増加し始めてから四半世紀が経過し、日本で生まれ育った第二・第三世代がこれからの地域社会の一員となることから、彼らの積極的な社会参画を促していくことも求められます。全ての市民が果たすべき義務を遂行し、得られるべき権利を享受することができ、外国人市民も社会の構成員としてまちづくりに主体的に参画できる環境整備を進めていく必要があります。

◆ 将来の浜松を担う次世代の育成・支援 ◆

人口減少・少子高齢化が進む中、持続可能な活力ある地域社会を維持していくためには、外国にルーツを持つ子供⁶たちをこれからの浜松を担う重要な構成員と見据えていくことが大切です。子供たちが自らの持つ力を十分に発揮し、地域社会を支える役割を担う人材となるよう育成・支援に取り組んでいく必要があります。さらに、グローバル化が進展する社会の中、日本人の子供に対する異なる文化を学び理解を深める国際感覚の涵養、そしてコミュニケーション能力向上のための語学力の育成も必要です。

◆ 安全・安心して暮らせる社会づくり ◆

2008年(平成20年)の世界金融危機から10年が経過しましたが、景気回復の実感が伴わない中、雇用環境をはじめ外国人の生活基盤は依然脆弱なままです。

⁶ 外国籍の子供のほか、父母の一方が外国籍である日本国籍の子供、海外に長期滞在し来日する日本国籍の子供、日本国籍を取得した子供等を、本ビジョンでは「外国にルーツを持つ子供」と表現します。

また、近年全国各地で相次ぐ地震や豪雨災害などの大規模災害への対策により、誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域づくりが必要です。

(2) 今後の方向性

旧ビジョン策定から5年が経過し、在留外国人の増加や定住化・多国籍化が一層進展する中、全国の自治体には地域における生活者としての視点から外国人住民との共生に向けた取組がこれまで以上に求められています。本市においても、外国人支援に係るさまざまな施策を推進していくとともに、外国人市民がもたらすその多様性を積極的に生かしたまちづくりを進める中で、今後の多文化共生に向けた目指すべき方向性として、以下の3点を掲げます。

◆ 異なる文化を持つ市民がともに構築する地域 ◆

多文化共生を推進していくためには、多様な文化的背景を持つ市民がお互いを認め合い、理解し合い、活発な対話や交流が行われ、ともに地域社会を築き上げる必要があります。このため、さまざまな主体によるオール浜松体制での多文化共生推進や共生に関する意識醸成、相互理解・交流の促進、外国人市民のまちづくりへの参画促進などの取組を進めていくことが大切です。

また、日常生活のなかにおいても、お互いに顔の見える関係を築いていくなかで同じ地域社会の構成員として対等な関係を築いていくことが必要です。

◆ 多様性を都市の活力と捉え、発展していく地域 ◆

誰もが活躍できる魅力ある都市としての持続的な発展のためには、外国にルーツを持つ子供たちを含む、将来の浜松を担う次世代の育成・支援が重要です。また、外国人市民が持つ多様な文化は、都市の活力の源泉となり得るものです。誰もが自らの持つ能力を発揮し、多様性を生かした文化の創造・発信、そして地域の活性化を目指します。さらに、このような多様性を生かす視点からの取組の推進にあたっては、国内外の多文化共生都市との連携強化・関係構築を図り、互いの知見やノウハウを共有していくことが必要です。

◆ 誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域 ◆

多くの外国人市民の生活基盤は未だ脆弱な状態にあります。また、さまざまな解決すべき生活・地域課題も依然残っています。そのような課題に対する取組

を着実に実施し、誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域をつくることが
大切です。一方、共生のためには、外国人市民も生活言語である日本語の習得
に加え、社会保険料や税金の納付などの社会的な義務を確実に遂行していくと
もに、地域社会の一員として基本的な生活ルールを身に付ける必要があります。
権利の尊重と義務の遂行に基づき、地域での共生を進めるために必要となる
具体的な支援を引き続き進めていく必要があります。

1 第2次ビジョンが目指す将来像

旧ビジョンにおいて本市の目指す都市の将来像を「相互の理解と尊重のもと、創造と成長を続けるとともに築く多文化共生都市」と定めており、盛り込まれている理念は、欧州を中心としたインターカルチュラル・シティ、その他の国内外の多文化共生都市の方向性と軌を一にするものであることから、今後の多文化共生に係る取組を進めていく上で重要であると考えます。

本ビジョンにおいても旧ビジョンの基本理念を継承しつつ、これまでの取組をより発展させるとともに、グローバル化の進展など社会経済環境の変化に的確に対応するなかで、本市の果たすべき役割の明確化を進めます。

浜松市総合計画では、「市民協働で輝く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を都市の将来像として定めています。その実現のためには、多くの外国人市民が地域づくりやまちづくりに参画し、活躍できる環境を整えることが重要です。

総合計画の分野別計画にあたる本ビジョンでは、多文化共生に関連する取組を進めていくことで、多様性を生かした浜松型の創造都市実現を目指します。

こうしたことから、本ビジョンにおいても旧ビジョンが目指す都市の将来像を堅持し、以下のように定めます。

相互の理解と尊重のもと、創造と成長を続ける、
とともに築く多文化共生都市

また、将来像の実現にあたっては、先に掲げた3点の方向性（異なる文化を持つ市民がともに構築する地域／多様性を都市の活力と捉え、発展していく地域／誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域）を踏まえて、施策を推進していきます。

2 推進方針・体制

(1) 推進方針

本ビジョンの実施にあたっては、旧ビジョンの取組の成果を生かした発展的な取組を可能とするため、これまで以上に多様な主体との連携・協働を重視し、引き続きパートナーシップによる多文化共生の推進を基本として、以下の点に留意して取組を推進します。

◆ オール浜松体制 ◆

多文化共生社会の実現のためには、行政機関をはじめ、地域づくりの主力である市民や、外国人労働者の雇用企業、多文化共生に取り組む市民団体など、多様な主体が自らの特徴を生かした効果的な取組の推進により、各々が担う役割を果たしていくことが必要です。多文化共生の推進に携わる関係諸機関等による「浜松市多文化共生推進協議会」をはじめ、各種ネットワーク会議の開催など、オール浜松で、多様な主体が連携した取組を推進します。

◆ 市民協働 ◆

浜松市内では、関係機関だけではなく、多くの団体や個人が多文化共生に取り組んでいます。行政関係機関による連携だけにとどまらず、市民団体、ボランティア、自治会、外国人コミュニティなど、多くの方々が互いを認め合い、手を取り合い、英知を結集して施策を進めていきます。

◆ 国内外の多文化共生都市との連携 ◆

外国人集住都市会議参加都市をはじめとする国内の都市等と引き続き連携し、施策や課題についての調査・研究や実践を進めていきます。また、国際的な視野を考慮に入れて施策を進めるため、欧州評議会が主導するインターカルチュラル・シティ・ネットワーク参加都市をはじめとした世界の多文化共生都市（インターカルチュラル・シティ）との連携強化を図っていきます。

(2) 推進体制・進捗管理

本ビジョンの進捗状況については、浜松市多文化共生推進協議会及び浜松市外国人市民共生審議会、庁内関係各課連絡会において報告を行います。なお、「第4章 推進施策」については、必要に応じて修正を加えていきます。

せさくたいけい
施策体系

ほん ビジョンの せさくたいけい を、い か さだ 以下のとおり定めます。

さき 先に掲げた めざ 目指すべき ほうこうせい 方向性にそれぞれ たいおう 対応する せさく 施策を たいけい 体系づけます。

めざ 目指すべき方向性 異なる文化を持つ市民がともに構築する地域

せさく 施策の分野1. 認め合い、手を取り合い、ともに築くまち (協働)

たよう 多様な文化を持つ市民が お互い を認め合い、 かつぱつ 活発な たいわ 対話や こうりゅう 交流が行われ、ともに つくりあげる ちいき 地域を 目指します。この分野では、オール 浜松 での とりくみ 取組推進や、 ぶんか 多文化 共生 のための 教育・啓発、 交流 交流機会の 創出、 外国人 市民 の まちづくり への 参画 参画促進 などに 取り組んでいきます。

めざ 目指すべき方向性 多様性を都市の活力と捉え、発展していく地域

せさく 施策の分野2. 多様性を生かして新たな価値・文化を生み出すまち (創造)

たよう 多様性を 都市の 活力 と 捉え、 誰もが 自らの 持つ 能力 を 十分に 発揮 することができ、その 多様な 文化 の 交流・融合 により 新たな 価値・文化 を 生み出す 地域 を 目指します。この分野では、次世代の 育成・支援 を はじめ、 多様性を 生かした 文化 の 創造・地域 の 活性化、 国内 内外 の 多文化 共生 とし 都市 との 連携 を 進めていきます。

めざ 目指すべき方向性 誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域

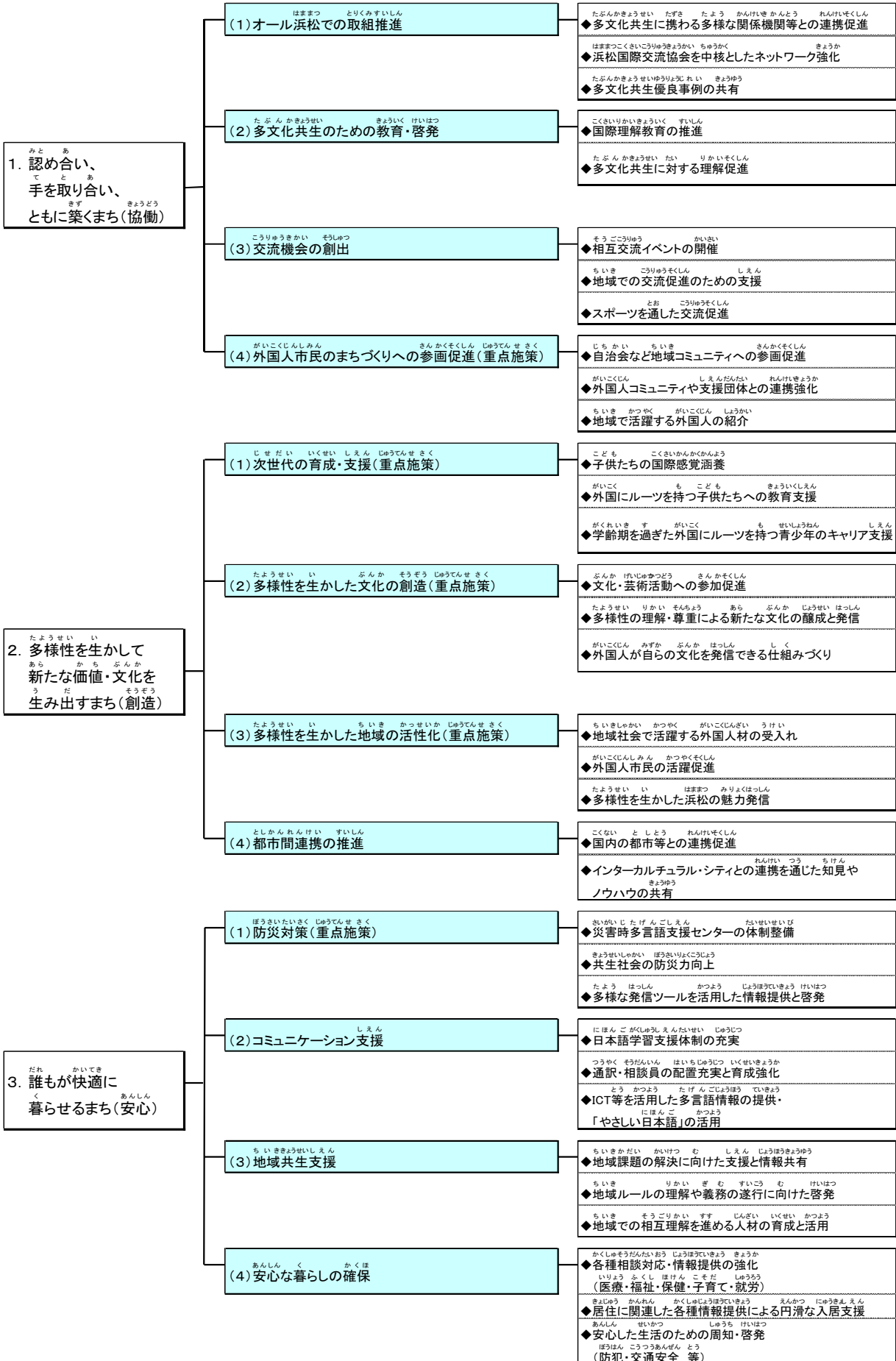
せさく 施策の分野3. 誰もが快適に暮らせるまち (安心)

だれ 誰もが 安全・安心 で 快適 な 暮らし を 送る ことができる 地域 を 目指します。この分野では、 防災 対策 を はじめ、 コミュニケーション に 関わる 支援、 地域 課題 の 解決 に 向けた 共生 支援、 安心 した 暮らし の 確保 に 向けた 医療・福祉・保健・子育て・就労・居住 の 各分野、 防犯、 交通安全 等に おける 支援 や 周知・啓発 に 取り組んでいきます。

せさくたいけいず (施策体系図)

せさく ぶんや
(施策の分野)

とりぐみ はしら
(取組の柱)



1 認め合い、手を取り合い、ともに築くまち（協働）

多文化共生のまちづくりを進めるためには、異なる文化を持つ市民の間での対話や交流が欠かせません。このため、幅広く多様な主体によるオール浜松による多文化共生の取組の推進や、お互いの文化の相違を認め合い理解を深めること、交流の機会を創出すること、地域活動等への参画促進を図ることなど、身近な取組を着実に進めることが大切です。また、地域社会においても、日本人市民と外国人市民が顔の見える関係を築くことが必要です。

多様な文化を持つ市民がお互いを認め合い、活発な対話や交流が行われ、協働によりともに作りあげるまちを目指します。

【施策1】 認め合い、手を取り合い、ともに築くまち（協働）

(1) オール浜松での取組推進

(2) 多文化共生のための教育・啓発

(3) 交流機会の創出

(4) 外国人市民のまちづくりへの参画促進（重点施策）



◆ 施策の成果指標

指標	現状 （2016年度）	目標 （2022年度）
外国人市民との相互理解や交流を深める 共生社会づくり ⁷ の市民満足度	13.4%	20%
多文化交流プログラム参加者数	2,338人	2,500人

※計画期間中の進捗状況については毎年把握していきます。

関連計画等：浜松市ユニバーサルデザイン計画（U・優プランⅡ）

浜松市人権施策推進計画

浜松市生涯学習推進大綱

浜松市子ども読書活動推進計画

浜松市スポーツ推進計画

⁷ 市民アンケート調査における市の取組の満足度評価。「満足」「やや満足」との回答の合計。

(1) オール浜松での取組推進

多文化共生社会の実現のためには、市単独ではなく、関係機関や諸団体、市民の協力を得たオール浜松体制での取組の推進が必要です。浜松市多文化共生推進協議会を通じた取組や、浜松国際交流協会を中核とした関連する市民団体・ボランティアとのネットワーク強化、多文化共生に関する優良事例の積み上げとその共有を図ります。

《取組の柱：多文化共生に携わる多様な関係機関等との連携促進》

国、県の関係諸機関や市内の諸団体が協力・連携して多文化共生を推進していくため、浜松市多文化共生推進協議会を開催します。また、外国人市民が地域生活を営む上での諸問題や共生の推進等について調査審議する浜松市外国人市民共生審議会を開催します。

《取組の柱：浜松国際交流協会を中核としたネットワーク強化》

多文化共生に携わるNPO等支援団体、ボランティア等として活動をしている市民、さらに産官学の連携を促進するため、本市における多文化共生の推進母体である(公財)浜松国際交流協会を中核としたネットワークの強化を図ります。

《取組の柱：多文化共生優良事例の共有》

多文化共生社会づくりに積極的に取り組み、その業績が他の模範となるべき優れた先駆的・継続的な取組を行っている企業や団体、個人に対して、その功劳をたたえるため、表彰する制度を設けます。さらに、そうした取組における多文化共生に関する成功事例を積み上げ、発信し、幅広く共有していくことで、多文化共生の進展に寄与します。

(2) 多文化共生のための教育・啓発

多文化共生社会を構築するためには、まずお互いを理解しあうことが大切です。異なる文化についての理解を深め意識醸成を図るため、国際理解教育を推進するとともに、多文化共生推進月間を設けます。また、文化の多様性を理解するにあたっては、ユニバーサルデザインや人権の観点も大変重要であり、これらに関連した啓発活動も実施していきます。

《取組の柱：国際理解教育の推進》

浜松に暮らす外国人市民や海外経験豊富な日本人市民などの人材を活用し、国際理解教育や語学教育等の講師として生涯学習の場に派遣します。また、地域の身近な公共施設である協働センターを利用するなど、地域に増加する異なる文化を持つ幅広い人々との協調に留意した、誰もが主体的に講座等に参加しやすい仕組みづくりを進めます。

《取組の柱：多文化共生に対する理解促進》

多文化共生に関する理解促進月間として、「はままつ多文化共生MONTH」を定めます。また、ユニバーサルデザインに関する教育・啓発資料の作成や講座・研修の実施にあたり、多様な文化への理解に関する内容を盛り込みます。さらに、国籍や文化が異なることに起因する差別を生まないため、人権に関する教育・啓発資料の作成や講座・研修にあたっては、多様な文化への理解や尊重に関する内容を盛り込むことで意識の醸成を図ります。

(3) 交流機会の創出

多様な文化的背景を持つ市民の間での交流機会を創出していくため、多文化共生に関する相互交流イベントを実施します。また、地域における身近な交流を進めていくための支援を進めていくとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、誰もが気軽に親しむことができるスポーツを通じた交流促進に取り組みます。

《取組の柱：相互交流イベントの開催》

異なる文化を持つ多くの市民が交流する機会として、多文化共生センターや外国人学習支援センターを拠点に多文化共生に関する各種交流イベントを開催します。また、(公財)浜松国際交流協会や外国人コミュニティ、市民団体等と連携し、新たな交流イベントの開催促進を図ります。

《取組の柱：地域での交流促進のための支援》

自治会等の団体が、より多くの地域住民の参加を促し、交流を促進するための支援を行います。また、協働センターなどで地域住民が交流する機会となるような催しを実施する際にも相談等の支援を行います。さらに、生涯学習の拠点である図書館に外国語書籍を充実させるなど、外国人市民が利用しやすい多文化サービスを進めることで地域での交流につなげます。

《取組の柱：スポーツを通じた交流促進》

本市は、全国の都市のなかで最もブラジル人が多く居住するまちであり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、ブラジルを相手国としたホストタウン⁸登録を行っています。そうした機会を活用し、誰もが親しみやすく、多くの人が参加できる、スポーツを通じた交流促進を図ります。

⁸ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における事前合宿の誘致や参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体。

(4) 外国人市民のまちづくりへの参画促進（重点施策）

地域社会の構成員である外国人市民もまちづくりの担い手として、多様な場面で社会参画を果たしていくことが求められています。外国人市民と地域とのつながりを一層深めていくため、自治会をはじめとする地域コミュニティへの参画促進、外国人コミュニティや支援団体との連携強化を図ります。また、地域で活躍する外国人が注目されるような仕組みづくりを進めます。

《取組の柱：自治会など地域コミュニティへの参画促進》

外国人市民が自治会に加入し、活動しやすい環境づくりのため、規約や回覧文書など自治会に関する資料の翻訳等支援を行います。また、地域のニーズに応じて多文化共生センターからコーディネーターを派遣し、相談対応や課題解決などの個別支援を行う地域共生モデル事業を実施します。

《取組の柱：外国人コミュニティや支援団体との連携強化》

多文化共生センター及び外国人学習支援センターを拠点とした関係諸機関等とのネットワーク拡大を図る中で、外国人コミュニティやNPO等支援団体との連携強化を図ります。また、両センターにおいては、新たな団体等の設立相談や自主的な活動支援も行います。

《取組の柱：地域で活躍する外国人の紹介》

外国人市民の社会参画が広がり、まちづくりの担い手として地域で暮らす多くの人々に認知されることが大切です。そのために、地域で活躍する外国人が注目されるような仕組みづくりとして、本市において活躍する外国人を各種広報ツールやイベント等の機会を通じて紹介していきます。

2 多様性を生かして新たな価値・文化を生み出すまち(創造)

誰もが活躍できる魅力ある都市として発展を続けるためには、地域社会への定着が進む、外国にルーツを持つ子供たちを含んだ将来の浜松を担う次世代の育成・支援が大変重要です。また、外国人市民の持つ多様な背景から生まれる発展的で創造的な文化は、都市の活力の源泉となり得るものです。こうした視点から、多様性を生かした文化の創造や発信、地域の活性化を目指します。さらに、国内外の多文化共生都市や関係機関との関係構築を進める中で、互いに知見やノウハウを学びあうことも必要です。

誰もが自らの持つ能力を十分に発揮でき、その多様性を生かして新たな価値・文化を生み出すまちを目指します。

【施策2】 多様性を生かして新たな価値・文化を生み出すまち(創造)

- (1) 次世代の育成・支援(重点施策)
- (2) 多様性を生かした文化の創造(重点施策)
- (3) 多様性を生かした地域の活性化(重点施策)
- (4) 都市間連携の推進



◆ 施策の成果指標

指標	現状 (2016年度)	目標 (2022年度)
多文化共生関連事業参加者の満足度	76%	80%
意識実態調査で、地域に外国人が増える利点として「まちの活性化につながる」と回答した割合	30%	35%

※計画期間中の進捗状況については毎年把握していきます。

関連計画等：浜松市子ども・若者支援プラン
 浜松市教育総合計画
 「創造都市・浜松」推進のための基本方針・アクションプラン
 浜松市文化振興ビジョン

(1) 次世代の育成・支援（重点施策）

グローバル化がますます進展していく中、将来の浜松を担う次世代の育成・支援には、一層の注力が必要です。そのため、子供たちの国際感覚涵養を図るとともに、外国にルーツを持つ子供たちを対象とした教育支援を行います。さらに、学齢期を過ぎた外国人青少年のキャリア支援による社会参加促進を図ります。

《取組の柱：子供たちの国際感覚涵養》

浜松に暮らす外国人市民や海外経験豊富な日本人市民などの人材を講師として学校や協働センター等に派遣し、異なる文化について学び体験する中でバランス感覚を磨き国際感覚の涵養を図ります。また、異文化理解を促進するとともに、コミュニケーション能力の向上を図るため、生きた英語力育成事業を実施します。

《取組の柱：外国にルーツを持つ子供たちへの教育支援》

公立小中学校で学ぶ外国にルーツを持つ子供たちを対象に、バイリンガル支援者※や日本語学習支援者の学校への派遣など外国人子ども教育支援推進事業を実施します。また、外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業や、外国人学校支援事業など外国にルーツを持つ子供の多様な教育環境に応じた支援を実施します。

《取組の柱：学齢期を過ぎた外国にルーツを持つ青少年のキャリア支援》

外国人市民の定住化傾向がますます顕著となる中、浜松または日本で生まれ育った若者が増えています。一方、親からの呼び寄せ等により学齢期を超えて来日する若者も目立ちます。そうした若者たちの社会参加促進のため、関係諸機関との連携体制構築を進め、職業意識の醸成や自らの将来を考えるための研修、就業に関する情報提供等のキャリア支援を行います。

(2) 多様性を生かした文化の創造（重点施策）

異なる文化が交流・融合することにより、新たな文化が生まれます。そのためには、まず多様な文化を持った市民の文化・芸術活動への参加促進を図る必要があります。また、異文化に触れ、多様性の理解・尊重を深める中での新たな文化の醸成と発信、外国人が自らの文化を発信できる仕組みづくりを進めます。

《取組の柱：文化・芸術活動への参加促進》

外国人市民の文化・芸術活動の積極的な参加を促すため、ソーシャルネットワークワーキングサービス※をはじめとした情報発信の各種ツール活用を通じて、多言語による文化・芸術事業に関する情報提供を充実させます。また、関係部署や団体間での連携を強化し、文化イベント等への外国人市民の参画を促します。

《取組の柱：多様性の理解・尊重による新たな文化の醸成と発信》

サンバコンテストに多様な文化的要素を取り入れ、異文化と接し、理解を深める機会を創出することで多様性の浸透を促進します。また、音楽分野の創造都市である浜松⁹という特徴を生かした、音楽事業とインターカルチュラル事業とのシナジー効果の発揮を通じた文化的多様性の交流促進を進めていきます。

《取組の柱：外国人が自らの文化を発信できる仕組みづくり》

外国人市民が文化イベントなどへ主体的に参加し、そうした場において自ら母国の文化を発信できる機会を創出するための仕組みづくりを進めます。また、外国人の持つ多様な個性や特徴を効果的に発信していくため、第二世代の若者など外国人市民が企画・実施する創造的な活動に対する支援を行います。

⁹ 浜松市は、2014年（平成26年）にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）創造都市ネットワーク音楽分野に加盟しました。

(3) 多様性を生かした地域の活性化（重点施策）

浜松が有する文化的多様性を都市の強みと捉え、地域の活性化につなげる取組を進めます。国や県など多様な主体と連携し、本地域での活躍が期待される外国人材の受入れ促進を図ります。また、定住外国人の地域社会での活躍を促進するため、誰もが能力を發揮できる環境づくりに取り組むとともに、外国人の持つ多様な視点から見た浜松の魅力を発信していきます。

《取組の柱：地域社会で活躍する外国人材の受入れ》

国や県、大学、企業等、多様な主体と連携し、生活支援、就職支援などの取組を進め、浜松での留学や就労を希望する外国人材が活躍しやすい受入れ環境の向上を目指します。また、外国人材の地域社会への定着を図るため、地域や地元企業等との交流を促すなど、活躍機会の創出にも取り組んでいきます。

《取組の柱：外国人市民の活躍促進》

浜松で育ち地域社会で活躍している外国にルーツを持つ青年を身近なロールモデル（目標となる姿）として、経験談や学業・就業状況等を紹介します。また、企業等における外国人の活躍事例や自ら起業した外国人の取組事例の幅広い共有・発信を図ります。さらに、ビジネスセクターと連携した就労支援につながるマッチング等の効果的なサポートを実施します。

《取組の柱：多様性を生かした浜松の魅力発信》

留学生やJETプログラム¹⁰参加者など外国人の視点から見た本市の魅力を発信し、本地域のさらなる観光資源等の掘り起しを進め、本市を訪れる海外からの観光客誘致につなげます。また、グローバルな販路開拓を視野に、外国人市民の多様な人的ネットワークを活用した海外との積極的なつながりによる地域産業・経済の活性化に努めます。

¹⁰ 外務省、文部科学省、総務省の3省共同事業による「語学指導等を行う外国青年招致事業」。

(4) 都市間連携の推進

多文化共生社会を実現するためには、浜松市単独の取組だけではなく、国内外の都市や関係機関との連携による取組も必要です。そのため、「外国人集住都市会議」や「インターカルチュラル・シティ・ネットワーク」への参画を通じた、国内外の多文化共生都市との連携強化を図ります。

《取組の柱：国内の都市等との連携促進》

引き続き、外国人集住都市会議へ参画し、国・県及び関係機関への提言をはじめ参加都市と連携した取組を進めます。また、多文化共生に関してこれまで先駆的に取り組んできた都市のひとつとして、(一財)自治体国際化協会や(独)国際交流基金などの関係機関等との連携を一層深めるとともに、国内都市間の連携促進を図ります。

《取組の柱：インターカルチュラル・シティとの連携を通じた知見やノウハウの共有》

欧州を中心に世界の120都市以上が参加する「インターカルチュラル・シティ・ネットワーク」の一員として、多文化共生に関する新たな動きを注視しながら、これまで以上に世界のインターカルチュラル・シティとの連携を進めます。また、連携を通じて得られた知見や成果などについては国内外に向け広く発信していきます。

3 誰もが快適に暮らせるまち（安心）

外国人市民を支える社会基盤は未だ脆弱な状態で解決すべき地域課題も多く残っています。課題解決に向けた各種取組を着実に実施することにより、誰もが安心して暮らしていくことができる地域づくりが大切です。また、地域での共生を進めていくためには、外国人市民も生活言語である日本語習得に努めるとともに、地域の基本的な生活ルールの遵守と社会的な義務の遂行が求められます。権利の尊重と義務の遂行に基づき、必要な行政サービスの提供による具体的な支援を引き続き進めていく必要があります。

さらに、防災などの取組については、これまでの外国人支援の視点のみならず、むしろ地域社会の重要な構成員として支援を担う重要な役割を果たすことができるような育成や連携強化に留意し、取り組んでいきます。

日本人市民・外国人市民を問わず、誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域、誰もが快適に暮らせるまちを目指します。

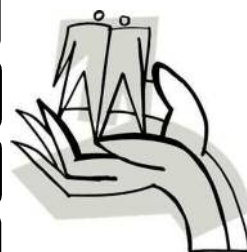
【施策3】 誰もが快適に暮らせるまち（安心）

(1) 防災対策（重点施策）

(2) コミュニケーション支援

(3) 地域共生支援

(4) 安心な暮らしの確保



◆ 施策の成果指標

指標	現状 （2016年度）	目標 （2022年度）
日本語教室受講者満足度	75%	80%
災害時多言語支援センター設置訓練参加者数	50人	100人

※計画期間中の進捗状況については毎年把握していきます。

関連計画等：浜松市地域防災計画
 浜松市住生活基本計画
 浜松市子ども・若者支援プラン
 浜松市地域福祉計画

(1) 防災対策（重点施策）

甚大な物的・人的被害をもたらした2011年（平成23年）の東日本大震災以降、防災対策は浜松市の最重要課題のひとつとなっています。その後の2016年（平成28年）熊本地震や、近年全国各地で相次ぐ豪雨災害を含め、大規模災害から外国人市民を含めた市民を守り、誰もが安心して日々の生活を送ることができるための取組を進めます。

《取組の柱：災害時多言語支援センターの体制整備》

大規模災害発災時には、外国人支援活動を行う拠点として、（公財）浜松国際交流協会と連携し、その他各種団体の協力のもと災害時多言語支援センターを設置・運営します。また、バイリンガルによる災害時多言語ボランティア等の活躍を促すため、災害時に必要な知識やノウハウを学ぶ研修を行い育成していくとともに、新たな人材の発掘に努めます。

《取組の柱：共生社会の防災力向上》

多文化共生センターにおける事業のひとつとして、モデル地区を設定するなど自治会等と連携し、外国人市民を巻き込んだ多文化防災訓練や出前講座の開催を支援します。また、外国人コミュニティとの連携強化を図り、親子を対象とした防災講座の実施などにより防災意識を高める中で、地域防災への参画を促していきます。

《取組の柱：多様な発信ツールを活用した情報提供と啓発》

防災ホットメールを多言語で配信するとともに、（公財）浜松国際交流協会のフェイスブックなどソーシャルネットワーキングサービス※を活用し、多様な発信ツールを通じた外国人市民への迅速な情報提供を行います。また、エスニックメディア※との連携による外国人市民への防災啓発や、効果的な情報提供体制の整備を進めます。

(2) コミュニケーション支援しえん

多様な文化を持つ市民が地域でともに暮らしていくための生活言語は日本語であるとの認識のもと、外国人市民を対象とした日本語学習支援体制の充実を図ります。一方、多国籍化の進展により、多言語対応の必要性はますます増えています。通訳・相談員の配置充実と育成強化、ICT*等を活用した生活情報等の多言語提供、やさしい日本語*による情報発信に取り組みます。

《取組の柱：日本語学習支援体制の充実》

外国人学習支援センターを拠点として、生活者としての外国人を対象とした日本語や日本文化習得のための講座、ボランティア養成講座等を実施します。

また、市内で活動しているNPO等日本語学習支援団体等とのネットワーク強化を図る中で、定住化が進む外国人市民のライフステージの変化に合わせた日本語学習支援体制の充実を図ります。

《取組の柱：通訳・相談員の配置充実と育成強化》

市役所の窓口に通訳職員を配置するほか、多文化共生センターへ多言語の相談員を配置することで、行政サービスの手続き支援や生活相談・情報提供を行います。また、地域の通訳者や相談員、支援者等を対象とした多文化共生のためのソーシャルワーク研修*を開催し、多文化共生社会に資する人材育成強化を図ります。

《取組の柱：ICT等を活用した多言語情報の提供・「やさしい日本語」の活用》

広報はままつ外国語版の発行や、外国人市民向けホームページ「カナル・ハママツ」の運営など、市からの生活・行政情報を多言語で発信します。また、タブレット端末等ICT*やソーシャルネットワーキングサービス*を活用した迅速なコミュニケーション支援に取り組みます。さらに、国籍や母国語を問わず広く効果的な伝達が可能な、「やさしい日本語」の活用を進めていきます。

(3) 地域共生支援

共生に向けた課題は、まず身近な地域において顕在化します。地域課題の解決のため、きめ細かな支援と関係者間での情報収集、その共有が求められています。また、安全で安心な地域社会を築くためには、地域のルールを遵守する共通理解や慣習の習得は欠かすことが出来ません。さらに、地域での共生を進めるための人材の育成と活用をはじめとした必要な支援を行います。

《取組の柱：地域課題の解決に向けた支援と情報共有》

地域のニーズに応じて多文化共生センターからコーディネーターを派遣し、相談対応や課題解決などの個別支援を行う地域共生モデル事業を実施します。また、地域において外国人との共生に取り組む自治会関係者を対象とした地域共生自治会会議を開催し、共生に向けた市内外の事例を共有し、課題解決を目指す機会とします。

《取組の柱：地域ルールの理解や義務の遂行に向けた啓発》

ごみの出し方をはじめ、地域で共に暮らしていく上で必要となる地域ルールを説明する資料の多言語化充実を図るとともに、外国人学校や外国人コミュニティ等を対象とした説明機会を創出します。また、誰もが果たすべき義務を果たし、得られるべき権利を享受することができるよう、社会保障や納税等について、関係機関との連携のもと、必要な啓発と理解促進を図ります。

《取組の柱：地域での相互理解を進める人材の育成と活用》

多文化共生のためのソーシャルワーク研修*などにより、外国人市民を取り巻く幅広い諸課題についての専門知識の習得や日本の制度に関する理解浸透を図ることで、地域において異なる文化背景を有するコミュニティ間を取り持つパイプ役を担う人材（ブリッジ・ビルダー*）の育成に取り組んでいきます。

(4) 安心な暮らしの確保

誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域を目指していくことは、共生社会の基盤づくりにもつながります。医療・福祉・保健・子育て・就労の各分野に加え、居住に関する情報提供等の必要な支援を行っていきます。さらに、防犯や交通安全・雇用等に関する周知・啓発にも取り組んでいきます。

《取組の柱：各種相談対応・情報提供の強化（医療・福祉・保健・子育て・就労）》
外国人を対象としたメンタルヘルス相談*、ペアレント・トレーニング*を**実施**します。また、社会保険等への加入促進を求めていくとともに、**外国人学校への検診実施に対する助成**を行います。さらに、定住化の進展により生じる高齢化に必要な介護保険制度をはじめとした各種保健・福祉サービスの利用促進を図るとともに、保健予防や健康増進、子育て、就労など外国人市民が抱えるさまざまな課題や生活支援のため、**多言語による情報提供や相談対応、地域の幅広い活動主体との連携強化**を図ります。

《取組の柱：居住に関連した各種情報提供による円滑な入居支援》
居住に関連した各種案内や支援制度等について、**各種発信ツールを活用した多言語による周知**を図ります。また、古くて新しい課題である公営住宅における日本人・外国人入居者の共生に向けた課題解決のため、県等の関係部署と連携して具体的な方策を検討していきます。

《取組の柱：安心した生活のための周知・啓発（防犯・交通安全等）》
外国人市民が安定・安心した生活を送るための環境整備に取り組みます。**警察をはじめ、消防、自治会、外国人コミュニティ等と連携し、地域の防犯や交通安全、緊急通報等に関連した啓発活動や意識向上を進めます。**また、**公共職業安定所や労働基準監督署と連携し、外国人雇用企業に対して雇用・労働条件に係るルールについての周知、啓発**を行います。

とりくみないよういちらん
4 取組内容一覧

1 認め合い、手を取り合い、ともに築くまち (協働)			
No.	とりくみじこう (取組事項)	たんとうぶしよ (担当部署)	けいさい (掲載ページ)
(1) オール浜松での取組推進			
1	たぶんかきようせいすいしんきようぎかい かいさい 多文化共生推進協議会の開催	こくさいか 国際課	26
2	こうざい はままつこくさいこうりゆうきようかいちゆうかく (公財) 浜松国際交流協会を中核としたネットワークの強化	こくさいか 国際課	26
3	たぶんかきようせいせつきよくてきとくきぎょうだんたいとうたいひようしやうじっし 多文化共生に積極的に取り組む企業や団体等に対する表彰の実施	こくさいか 国際課	26
4	たぶんかきようせい かん ゆうりようじれい つ あ きようゆう 多文化共生に関する優良事例の積み上げと共有	こくさいか 国際課	26
(2) 多文化共生のための教育・啓発			
5	こくさいりかいきよういく こうしはけん こうざとう さんか し く 国際理解教育の講師派遣と講座等に参加しやすい仕組みづくり	こくさいか 国際課 そうぞうと し ぶんかしんこうか 創造都市・文化振興課	27
6	かん きよういく けいはつしりやう さくせい こうざ けんしやう じっし ユニバーサルデザインに関する教育・啓発資料の作成や講座・研修の実施	こくさいか 国際課 しやかい だんじよきやうどうさんかくすいしんか ユニバーサル社会・男女共同参画推進課	27
7	じんけん かん きよういく けいはつしりやう さくせい こうざ けんしやう じっし 人権に関する教育・啓発資料の作成や講座・研修の実施	こくさいか 国際課 ふくし そうむか じんけんけいはつ 福祉総務課(人権啓発センター)	27
(3) 交流機会の創出			
8	たぶんかきようせい がいこくじんがくしゆうしえん きよてん そうごこうりゆう 多文化共生センター・外国人学習支援センターを拠点とした相互交流イベントの開催	こくさいか 国際課	28
9	じち かいとう ちいき こうりゆうそくしん しえん 自治会等の地域での交流促進のための支援	こくさいか 国際課 しみんきやうどう ちいきせいさくか 市民協働・地域政策課	28
10	としよかん がいこくごしょせき じゆうじつ たぶんか すいしん 図書館における外国語書籍の充実など多文化サービスの推進	ちゆうおうとしよかん 中央図書館	28
11	とうきやう こうりゆうそくしん 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたスポーツを通じた交流促進	しんこうか スポーツ振興課 こくさいか 国際課	28
(4) 外国人市民のまちづくりへの参画促進(重点施策)			
12	じち かい かん しりやう ほんやくとう しえん 自治会に関する資料の翻訳等の支援	こくさいか 国際課 しみんきやうどう ちいきせいさくか 市民協働・地域政策課	29
13	ちいききやうせい じぎやう じっし 地域共生モデル事業の実施	こくさいか 国際課 しみんきやうどう ちいきせいさくか 市民協働・地域政策課	29
14	がいこくじん とうしえんだんたい れんけいきやうか かつどうしえん 外国人コミュニティやNPO等支援団体との連携強化と活動支援	こくさいか 国際課	29
15	ちいき かつやく がいこくじん かくしやうほう とう きかい つう しょうかい 地域で活躍する外国人の各種広報ツールやイベント等の機会を通じた紹介	こくさいか 国際課 こうちやうこうほうか 広聴広報課	29

2 多様性を生かして新たな価値・文化を生み出すまち（創造）			
No.	とりにくじこう (取組事項)	たんとらぶしょ (担当部署)	けいさい (掲載ページ)
(1) 次世代の育成・支援（重点施策）			
16	こくさいかんかくかんよう こうざとう い えいごりょくいくせいじぎょう じっし 国際感覚涵養のための講座等や生きた英語力育成事業の実施	こくさいか 国際課 しどうか 指導課	31
17	がいこくじん こ きょういくしえんじぎょう じっし 外国人子ども教育支援事業の実施	しどうか 指導課	31
18	がいこくじん こ ふしゅうがく さくせんじぎょう じっし 外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業の実施	こくさいか 国際課 きょういくそうむか しどうか 教育総務課、指導課	31
19	がいこくじんがっこうしえんじぎょう じっし 外国人学校支援事業の実施	こくさいか 国際課 じせだいいくせい 次世代育成課	31
20	がいこく も せいしやうねん しえんじぎょう じっし 外国にルーツを持つ青少年のキャリア支援事業の実施	こくさいか 国際課 さんぎょうそうむか 産業総務課	31
(2) 多様性を生かした文化の創造（重点施策）			
21	ぶんか けいじゆつ かん じょうほうていきょう じゅうじつ がいこくじんしみん さんかそくしん 文化・芸術イベントに関する情報提供の充実と外国人市民の参加促進	こくさいか 国際課 そうぞうと し ぶんかしんこうか 創造都市・文化振興課	32
22	たよう ぶんかてきやうそ と い かいさい 多様な文化的要素を取り入れたサンパコンテストの開催	こくさいか 国際課	32
23	おんがくじぎょう じぎょう こうか ほつき きかい そうしゆつ 音楽事業とインターカルチュラル事業とのシナジー効果が発揮される機会の創出	こくさいか 国際課 そうぞうと し ぶんかしんこうか 創造都市・文化振興課	32
24	がいこくじん みずかほこく ぶんか ほっしん きかい そうしゆつ 外国人が自ら母国の文化を発信できる機会の創出	こくさいか 国際課 そうぞうと し ぶんかしんこうか 創造都市・文化振興課	32
25	がいこくじんしみん きかく じっし そうぞうてき かつどう しえん 外国人市民が企画・実施する創造的な活動の支援	こくさいか 国際課 そうぞうと し ぶんかしんこうか 創造都市・文化振興課	32
(3) 多様性を生かした地域の活性化（重点施策）			
26	がいこくじんざい かつやく うけい かんきょう こうじやう かつやくきかい そうしゆつ 外国人材が活躍しやすい受入れ環境の向上と活躍機会の創出	こくさいか 国際課 さんぎょうそうむか 産業総務課	33
27	ちいき かつやく がいこくじんせいねん しやうかい 地域で活躍する外国人青年をロールモデルとした紹介	こくさいか 国際課	33
28	がいこくじん こやうきぎやう がいこくじんみずか きぎやうじれい しやうかい どう じっし 外国人の雇用企業や外国人自らの起業事例を紹介するセミナー等の実施	こくさいか 国際課 さんぎょうしんこうか 産業振興課	33
29	れんけい しゅうろうしえん どう ビジネスセクターと連携した就労支援につながるマッチング等のサポート	こくさいか 国際課 さんぎょうそうむか さんぎょうしんこうか 産業総務課、産業振興課	33
30	りゅうがくせい がいこくじん たよう してん い こくないがい ほんし みりよほっしん 留学生など外国人の多様な視点を生かした国内外への本市の魅力発信、 がいこくじんしみん たよう じんてき かつよう かいがい かんけいしきやうか 外国人市民の多様な人的ネットワークを活用した海外との関係強化	こくさいか 国際課 かんこう 観光・シティプロモーション課 さんぎょうしんこうか 産業振興課	33
(4) 都市間連携の推進			
31	がいこくじんしゅうじゅうしきかいぎ さんかく こくない たぶん かきやうせいと しどう れんけいそくしん 外国人集住都市会議への参画による国内の多文化共生都市等との連携促進	こくさいか 国際課	34
32	せかい れんけいそくしん え ちけん どう ほっしん 世界のインターカルチュラル・シティとの連携促進と得られた知見やノウハウ等の発信	こくさいか 国際課	34

3 誰もが快適に暮らせるまち（安心）			
No.	とり組みごと (取組事項)	たんとうぶしょ (担当部署)	けいさい (掲載ページ)
(1) 防災対策（重点施策）			
33	さいがいじたげんごしえん 災害時多言語支援センターの体制整備	こくさいか 国際課 ききかんりか 危機管理課	36
34	しえんかつどう おこな 支援活動を行うバイリンガル災害時多言語ボランティアの育成	こくさいか 国際課 ききかんりか 危機管理課	36
35	たぶん かぼうさいくんれん でまえこうざ かいさいしえん 多文化防災訓練や出前講座の開催支援	こくさいか 国際課 ききかんりか 危機管理課	36
36	がいこくじん れんけいきょうか ちいきぼうさい さんかくそくしん 外国人コミュニティとの連携強化と地域防災への参画促進	こくさいか 国際課 ききかんりか 危機管理課	36
37	ぼうさい 防災ホットメールやSNSなど各種発信ツールを活用した情報提供と啓発	こくさいか 国際課 ききかんりか 危機管理課	36
(2) コミュニケーション支援			
38	がいこくじんがくしゅうしえん きよてん にほんごきょうしつ いくせいこうざとう じつ 外国人学習支援センターを拠点とした日本語教室やボランティア育成講座等の実 施	こくさいか 国際課	37
39	とうしえんだんたい れんけい にほんごがくしゅうしえんたいせい じゅうじつ NPO等支援団体との連携による日本語学習支援体制の充実	こくさいか 国際課	37
40	ちやうないつうやく しよくいん はいち たぶんかきょうせい たげんごそうだんいんはいち 庁内通訳職員の配置と多文化共生センターへの多言語相談員配置	じんじか 人事課 こくさいか 国際課	37
41	たぶん かきょうせいしやかい し じんざいいくせい けんしゅう じつし 多文化共生社会に資する人材育成のためのソーシャルワーク研修の実施	こくさいか 国際課	37
42	こうほう がいこくごばん ほうこう がいこくじんむけ うん 広報はままつ外国語版の発行、外国人向けホームページ「カナル・ハママツ」の運 営、タブレット端末等ICTやSNSを活用した多言語情報の提供	こくさいか 国際課 こうちやうこうほうか 広報広聴課	37
(3) 地域共生支援			
43	ちいききょうせい じぎょう じつし さいけい 地域共生モデル事業の実施【再掲】	こくさいか 国際課 しみんぎやうどう ちいきせいさくか 市民協働・地域政策課	38
44	ちいききょうせいじちかいがいぎ かいさい 地域共生自治会会議の開催	こくさいか 国際課 しみんぎやうどう ちいきせいさくか 市民協働・地域政策課	38
45	ちいき じゆんしゆ ぎむ すいこう む たげんご せつめいしりよう さくせい 地域ルールの遵守と義務の遂行に向けた多言語による説明資料の作成と 啓発活動の実施	こくさいか 国際課 ほいきぶつしりやか しみんぜいか こくほねんきんか 廃棄物処理課、市民税課、国保年金課	38
46	ちいき かん そうごりかい すず じんざい いくせい 地域やコミュニティ間での相互理解を進める人材（ブリッジ・ビルダー）の育成	こくさいか 国際課	38
(4) 安心な暮らしの確保			
47	がいこくじん たいしやう そうだん じつし 外国人を対象としたメンタルヘルズ相談・ペアレントトレーニングの実施	せいしんほけんふくし 精神保健福祉センター	39
48	がいこくじんがっこうとう たいしやう けんしん じつしじよせい 外国人学校等を対象とした検診実施助成	けんこういりようか 健康医療課	39
49	いりよう ふくし ほけん こそだ しゅうらう きよじゆうばんや たげんごたいおう れんけいきょうか 医療・福祉・保健・子育て・就労・居住分野における多言語対応と連携強化	こくさいか けんこういりようか ふくしそうむか 国際課、健康医療課、福祉総務課、 けんこうしんか こそだ しえんか 健康増進課、子育て支援課、 さんぎやうそうむか じゅうたか 産業総務課、住宅課	39
50	ぼうはん こうちやうあんぜん きんぎやうほう こうちやう かんれん けいほかつどう いしきこうじやう 防犯、交通安全、緊急通報、雇用に関連した啓発活動や意識向上	こくさいか 国際課 どうちきかくか じやうほしれいか さんぎやうそうむか 道路企画課、情報指令課、産業総務課	39

多文化主義 (P.15)

移住者や少数者の異なる文化を等しく尊重し、共存を図っていこうとする思想。

同化政策 (P.15)

移住者や少数者に対して、受入れコミュニティへの同化を求める政策。

欧州評議会 (P.15, 16)

人権、民主主義、法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関でフランス・ストラスブールに本部を置く。日本は1996年からオブザーバー国として参加。

バイリンガル支援者 (P.31)

浜松市では、外国人児童生徒の適応支援の一環としてバイリンガル（2か国語を話す）支援者である「外国人児童生徒就学支援員」の配置や「外国人児童生徒就学サポーター」の派遣などを行っている。

ソーシャルネットワーキングサービス (P.32, 36, 37)

趣味、職業、居住地域などを同じくする個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。SNS（Social Networking Service）。

エスニックメディア (P.36)

在住外国人向けに発行されている新聞・雑誌・ラジオ・テレビ・インターネットなどの媒体。

ICT (P.37)

情報通信技術。主に情報処理や情報通信に関連する技術、産業、サービスなどの総称。ICT(Information and Communication Technology)。

やさしい日本語 (P.37)

国籍や母国語を問わず、どの国の人にも迅速、正確、簡潔に広く伝達を可能とするため、わかりやすく工夫した日本語。災害発生時の情報伝達手段として有効。

多文化共生のためのソーシャルワーク研修 (P.37, 38)

外国人を取り巻く幅広い問題に関連し、相談や問題解決にあたることができる人材の育成を目的に実施している研修。

ブリッジ・ビルダー (P.38)

地域^{ちいき}やコミュニティ^{かん}間^{かん}において、異なる^{こと}文化背景^{ぶんかはいけい}を有^{ゆう}するグループ^{かん}間^{かん}を取り持ち^と課題^{かだい}の解決^{かいけつ}にあたる、住民^{じゅうみん}同士^{どうし}の間^{あいだ}をつなぎ、橋^{はし}を架^かける仲介^{ちゅうかい}・仲裁者^{ちゅうさいしや}。

メンタルヘルス相談 (P.39)

メンタルヘルス^{けんこう}（こころの健康）に関する^{かん}相談^{そうだん}に^{たいおう}対応^{たいおう}するため、専門家^{せんもんか}を配置^{はいち}し、個別^{こべつ}相談^{そうだん}や医療^{いりょう}機関^{きかん}への同行^{どうこう}等^{とう}を行^{おこな}っている。

ペアレント・トレーニング (P.39)

子供^{こども}とのより良い^よかかわり^{かた}方^{まな}を学^{まな}びながら、日常^{にちじょう}の子育て^{こそだ}の困^{こま}りごとを^{かいしょう}解消^{かいしょう}し、楽しい^{たの}子育て^{こそだ}を^{かのう}可能^{ほご}とする^{しや}保護者^む向け^むプログラム。

だい じ はままつしたぶん かきょうせいとし
第2次浜松市多文化共生都市ビジョン

へんしゅう はっこう
編集・発行

はままつしきかくちょうせいぶこくさいか
浜松市企画調整部国際課

〒430-8652 はままつしなかくもとしろちょう 浜松市中区元城町103-2

TEL: 053-457-2359 FAX: 050-3730-1867

E-mail: kokusai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

はっこうねんげつ
発行年月

ねん へいせい ねん がつ
2018年（平成30年）3月

